

各位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号
 会社名 株式会社スリー・ディー・マトリックス
 代表者名 代表取締役社長 岡田 淳
 (コード番号: 7777)
 問合せ先 取締役 新井 友行
 電話番号 03 (3511) 3440

第三者割当による第8回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第35回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第36回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

2023年6月29日付の当社取締役会において決議いたしましたCVI Investments, Inc.（以下「割当先」といいます。）に対する第三者割当の方法による第8回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といいます。また、本新株予約権付社債のうち社債部分のみを「本社債」といいます。）並びに第35回新株予約権及び第36回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といい、本新株予約権付社債及び本新株予約権を個別に又は総称して、「本新規募集証券」といいます。）の発行（以下、かかる本新規募集証券の発行による資金調達を総称して「本資金調達」といいます。）について、本日払込手続きが完了したことを確認し、また、同じく2023年6月29日付の当社取締役会において決議いたしました第25回、第28回、第31回及び第33回新株予約権の買入れ及び明日（2023年7月19日）付の消却に向けた社内手続きが本日完了しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2023年6月29日付で公表いたしました「第三者割当による第8回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第35回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第36回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本新株予約権付社債発行の概要

(1) 払込期日	2023年7月18日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額金660,660,000円（各社債の額面金額100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	3,690,837株 上記潜在株式数は、当初転換価額である179円で転換された場合における最大交付株式数です。 本新株予約権付社債には価格修正条項は付されておりませんので、上限転換価額及び下限転換価額はありませぬ。
(5) 調達資金の額	660,660,000円
(6) 転換価額及びその修正条件	179円 本新株予約権付社債には価格修正条項は付されておりません。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当先	CVI Investments, Inc.
(9) 利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付さない 償還期日：2024年1月17日
(10) 償還価額	額面100円につき100円
(11) その他	本新規募集証券に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます）

	<p>す。)において、以下の内容が定められています。</p> <p>(1) 本新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <p>① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること</p> <p>② 本新規募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと</p> <p>③ 当社普通株式が上場廃止となっていないこと</p> <p>④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと</p> <p>⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</p> <p>(2) 払込期日以降、本新株予約権の行使による当社の累計資金調達額が 660,660,000 円を超えた場合（以下、かかる超過分を「本超過調達分」という。）、割当先は、当社に対して、本超過調達分を上限として、第 5 回乃至第 7 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、個別に又は総称して、「本既存新株予約権付社債」という。）及び本新株予約権付社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき 100 円と未払利息の合計額で償還するよう請求することができる。</p> <p>(3) 当社が本買取契約に定める取引（当社による総資産額の 50% 超の資産等の処分等）を行い、かつ割当先が当社に償還を要求した場合又は当社に本買取契約に定める事由（当社が発行する株式の上場廃止等）が発生した場合等においては、当社は残存する本新株予約権付社債の全てを各社債の金額 100 円につき 100 円の 125% に相当する金額又は本買取契約に定める方法により算定される時価（大要、社債の金額を当該時点における転換価額で除した上で、当該取引又は事由の実施、発生、公表等の前後で最も高い当社普通株式の売買高加重平均価格を乗じる等の方法により算定される。）のうちいずれか高い方の金額で償還するものとする。</p> <p>(4) 本新株予約権付社債の譲渡（但し、割当先における管理コスト削減の観点で、Bank of America、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）には、当社取締役会の承認が必要である。なお、譲渡された場合でも、割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。</p> <p>また、本買取契約においては、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められています。</p>
--	--

2. 本新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	2023 年 7 月 18 日
(2) 発行新株予約権数	252,888 個 第 35 回新株予約権：126,662 個 第 36 回新株予約権：126,226 個
(3) 発行 価 額	総額 25,577,876 円 第 35 回新株予約権：23,305,808 円（本新株予約権 1 個当たり 184 円） 第 36 回新株予約権：2,272,068 円（本新株予約権 1 個当たり 18 円）

(4) 当該発行による潜在株式数	<p>潜在株式数：合計 25,288,800 株（本新株予約権 1 個につき 100 株）</p> <p>第 35 回新株予約権：12,666,200 株 第 36 回新株予約権：12,622,600 株</p> <p>第 35 回新株予約権につき、上限行使価額はなく、下限行使価額は 99 円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。</p> <p>第 36 回新株予約権には価格修正条項は付されておりませんので、上限行使価額及び下限行使価額はありませぬ。</p>
(5) 調達資金の額	5,044,554,476 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>第 35 回新株予約権：当初行使価額 179 円</p> <p>第 35 回新株予約権の行使価額は、2023 年 7 月 19 日を初回の修正日とし、その後毎週水曜日（以下、個別に又は総称して「修正日」といいます。）に、当該修正日に先立つ 10 連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額（第 35 回新株予約権の発行要項第 11 項第（3）号、第（4）号及び第（9）号の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>第 36 回新株予約権：218 円</p> <p>第 36 回新株予約権には価格修正条項は付されておりません。</p>
(7) 行使請求期間	<p>第 35 回新株予約権：2023 年 7 月 19 日から 2025 年 7 月 18 日まで</p> <p>第 36 回新株予約権：2023 年 7 月 19 日から 2028 年 7 月 20 日まで</p>
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(9) 割当先	CVI Investments, Inc.
(10) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本買取契約において、第 35 回新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められています。当社は所定の適用除外の場合を除き、第 35 回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が 2023 年 7 月 18 日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る第 35 回新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせませぬ。</p> <p>割当先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当先は、第 35 回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当先は、第 35 回新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させるこ</p>

	<p>とを約束させるものとしします。</p> <p>なお、第 35 回新株予約権を含む本新規募集証券の発行に伴い、本項に記載する制限超過行使の規定が、本既存新株予約権付社債にも同様に適用されることとなります。</p> <p>その結果、かかる制限超過行使における 10%の基準の判断に際しては、第 35 回新株予約権の行使により交付される株式数に加えて、本既存新株予約権付社債の転換により交付される株式数を合算して判断することとなります。</p>
(11) その他	<p>本買取契約において、以下の内容が定められています。</p> <p>(1) 本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <p>① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること</p> <p>② 本新規募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと</p> <p>③ 当社普通株式が上場廃止となっていないこと</p> <p>④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと</p> <p>⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</p> <p>(2) 本新株予約権の譲渡（但し、割当先における管理コスト削減の観点で、Bank of America、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）には、当社取締役会の承認を必要とする。</p> <p>なお、譲渡された場合でも、割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。</p> <p>また、本買取契約においては、本新株予約権の買取りに係る条項及びロックアップに係る条項が定められています。</p>

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

3. 買入消却の概要

① 第 25 回新株予約権の買入消却

(1) 銘柄	株式会社スリー・ディー・マトリックス第 25 回新株予約権
(2) 買入日	2023 年 7 月 18 日
(3) 買入個数・金額	第 25 回新株予約権 21,000 個 1 個につき金 22 円 (総額 462,000 円)
(4) 買入資金	本資金調達による調達資金
(5) 消却日	2023 年 7 月 19 日
(6) 消却後の残存新株予約権数	0 個

② 第 28 回新株予約権の買入消却

(1) 銘柄	株式会社スリー・ディー・マトリックス第 28 回新株予約権
(2) 買入日	2023 年 7 月 18 日
(3) 買入個数・金額	第 28 回新株予約権 10,000 個 1 個につき金 10 円 (総額 100,000 円)
(4) 買入資金	本資金調達による調達資金
(5) 消却日	2023 年 7 月 19 日
(6) 消却後の残存新株予約権数	0 個

約 権 数	
-------	--

③ 第 31 回新株予約権の買入消却

(1) 銘 柄	株式会社スリー・ディー・マトリックス第 31 回新株予約権
(2) 買 入 日	2023 年 7 月 18 日
(3) 買 入 個 数 ・ 金 額	第 31 回新株予約権 39,970 個 1 個につき金 171 円 (総額 6,834,870 円)
(4) 買 入 資 金	本資金調達による調達資金
(5) 消 却 日	2023 年 7 月 19 日
(6) 消却後の残存新株予約 権 数	0 個

④ 第 33 回新株予約権の買入消却

(1) 銘 柄	株式会社スリー・ディー・マトリックス第 33 回新株予約権
(2) 買 入 日	2023 年 7 月 18 日
(3) 買 入 個 数 ・ 金 額	第 33 回新株予約権 55,256 個 1 個につき金 178 円 (総額 9,835,568 円)
(4) 買 入 資 金	本資金調達による調達資金
(5) 消 却 日	2023 年 7 月 19 日
(6) 消却後の残存新株予約 権 数	0 個

以 上